

福岡県学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部改正案について

1 改正理由

私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号）（以下「改正法」という。）の公布に伴い、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（令和 6 年文部科学省告示第 64 号）が令和 6 年 6 月 21 日に公布されたことを受け、福岡県学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の役員等に関して定めている規定について改正するもの。

2 改正内容

- （１）改正法による改正後の私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）（以下「改正私立学校法」という。）において、理事及び監事の資格が規定されたことから、重複を避けるため、理事及び監事の資格に係る規定を整理する。（審査基準 1（３）ア）
- （２）理事長に関する規定について、文部科学省の改正後の学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準と記載内容を合わせる。（審査基準 1（３）ウ）
- （３）改正私立学校法においては、理事と評議員の兼任が認められないこと、設立当初の評議員は寄附行為をもって定めるとされたことから、「理事である評議員以外の評議員は、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること」との規定を削除する。（審査基準 1（３）エ）
- （４）私立学校法の改正に伴う引用条文の整理を行う。（審査基準 4）

3 施行期日

改正私立学校法と同じく、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。